

ボーリング検尺の遠隔臨場に関する試行要領

愛 媛 県
森 林 局

(目的)

第1条 この「ボーリング検尺の遠隔臨場に関する試行要領」(以下「要領」という。)は、愛媛県森林局所管業務のうち、ボーリング調査において、現地立会による検尺に代わり WEB 会議システム等を活用した遠隔臨場を試行し、監督員の移動時間の短縮や受注者の待ち時間削減等、生産性の向上を図ることを目的とする。

(遠隔臨場)

第2条 遠隔臨場は、WEB 会議形式等により映像と音声の同時配信と双方向通信を行うことにより、監督員が確認するのに十分な情報を得ることができた場合に、地質・土質調査業務共通仕様書(案)に定める臨場による立会に代えることができるものとする。

(試行対象)

第3条 試行対象業務については、「ボーリング調査検尺の遠隔臨場の試行に関する特記仕様書」にて明示し、受注者が希望し発注者との協議が整ったものを対象とする。

(試行に関する協議)

第4条 受注者が希望する場合は、本要領第5条に示す内容を記載した業務打合せ簿を監督員に提出し協議を行うこととする。

(遠隔臨場の実施)

第5条 遠隔臨場の実施方法は、次の(1)から(5)によるものとする。

(1) 事前準備

- ・遠隔臨場に使用する機器は、原則受注者が準備するものとする。
- ・利用するアプリケーション又はサービス等の仕様については、発注者が保有する端末でインターネット通信が可能であり、かつ、発注者の利用に際して通信費以外の費用が新たに生じないものを受注者が選定し、事前に監督員の承諾を得るものとする。
- ・受注者は、本要領に記載されている内容を確認、把握するうえで必要な準備、人員及び資機材等の提供ならびに、必要とする資料の整備をするものとする。

(2) 遠隔臨場の実施方法

- ・受注者は、事前に監督員との双方向通信の状況について確認を行う。
- ・受注者は、「業務名」、「確認内容」、「読み取り値」等の必要な情報について適宜黒板等を用いて表示する。
- ・遠隔臨場の実施時間は、監督員の勤務時間内とするが、やむを得ない理由があると監督員が認めた場合はこの限りではない。

(3) 実施手続き

1. 事前調整

受注者は、遠隔臨場の実施日時について、監督員と事前調整する。

2. 遠隔臨場実施日等の申請

受注者は、電子メールにより遠隔臨場の実施日について申請を行うとともに、必要に応じて WEB 会議の開催 URL 等を連絡するものとする。

ただし、監督員が臨場による立会の必要があると判断した場合は、遠隔臨場による申請を行った場合においても、臨場により実施するものとする。

3. 遠隔臨場の実施

受注者は、実施予定日時に、監督員に対して通信を開始して実施する。

(4) 記録と保管方法

- ・受注者は、遠隔臨場が行われた証拠として、通信中の画面キャプチャ（画像）又は端末の画面を含めた写真のいずれかの記録を行い、従前の立会写真に代えるものとする。なお、画像等は、遠隔臨場が行われた証拠を記録するためのものであり、目盛の読み値等の詳細が判別できるものである必要はないが、監督員が映り込んでいる必要があることに留意すること。
- ・受注者は、遠隔臨場の映像と音声について、記録と保存を行う必要はない。
- ・監督員が映像と音声の録画を必要とする場合は、監督員が使用する端末等にて録画する。

(5) 電波不良時の代替措置

- ・当日の電波状況が悪く、遠隔臨場を行うことが困難な場合は、受注者は監督員と協議を行い、遠隔臨場に代えてビデオ撮影による報告を行うことができるものとする。この場合、速やかに監督員に記録動画を提出し、監督員が確認することにより立会に代えるものとする。

(試行に要する費用負担)

第6条 試行に必要な機器や通信手段は一般的なタブレット端末等を利用することを想定していることや、受注者にとっても生産性の向上につながる取り組みであることから、別途費用計上は行わない。

(個人情報等の取り扱い)

第7条 受注者は、遠隔臨場を実施する場合には、個人情報の重要性を認識し、以下に留意する。

- (1) 受注者は、被撮影者である当該現場の作業員に対して、撮影の目的、用途等を説明し、承諾を得ること。
- (2) 機材使用時は意識が対象物に集中し、足元への注意が薄れ事故につながる場合があるため、撮影しながらの移動には十分に留意すること。また、作業員のプライバシーを侵害する音声配信される場合があるため留意すること。
- (3) 受注者は、現場以外ができる限り映り込まないように留意すること。
- (4) 受注者は、公的ではない建物の内部等見られることが予定されていない場所が映り込み、人物が映っている場合は、人物の特定ができないように留意すること。

(試行の効果及び課題の把握)

第8条 試行実施による効果や課題を把握するため、受注者、発注者を対象としたアンケート調査を実施するものとする。

(その他)

第9条 本要領に定めのない事項については、受発注者が協議の上決定するものとする。

附則

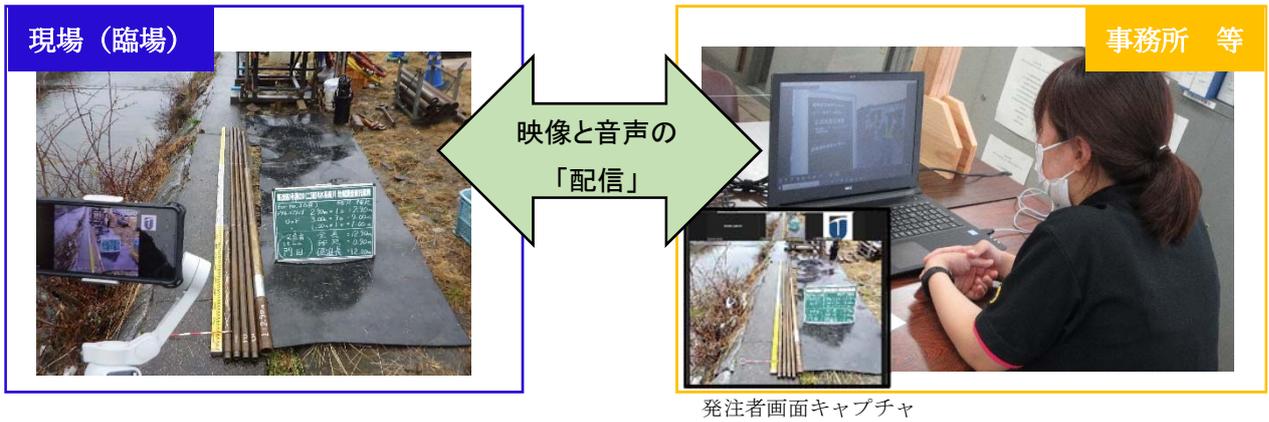
要領は、令和6年9月1日から施行する。

ボーリング検尺の遠隔臨場に関する試行要領(参考資料)

1. 遠隔臨場のイメージ

タブレット端末を利用した遠隔臨場の実施事例を示す。

生産性向上を目的とした取り組みであることから、従来の立会よりも人員が増加しないよう留意する。



2. 実施状況記録のイメージ

受注者は、遠隔臨場の映像と音声を配信し、「立会」時の状況について、黒板の表示、監督員、段階確認等の測定値がわかるものを画面キャプチャ等（静止画）で記録し、完成図書として提出（従来の立会資料の管理同様）する。



3. 使用機器の例

スマートフォン



タブレット



ヘッドセット



三脚

